# 愛顔つなぐえひめ国体伊予市輸送業務実施要項

(平成28年3月25日 第2回交通警備専門委員会)

#### 1 目的

この要項は、愛蘭つなぐえひめ国体伊予市輸送交通基本計画に基づき、愛蘭つなぐえひめ国体(以下「大会」という。)における輸送業務について必要な事項を定める。

## 2 実施方法

愛蘭つなぐえひめ国体伊予市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、輸送業務の実施にあたって、愛蘭つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、所轄警察署及び関係機関・団体等と緊密な連携を図り、安全かつ円滑な輸送業務を実施する。

## 3 輸送業務の内容

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

- ア選手、監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- 工 報道関係者、視察員
- 才 一般観覧者
- カ その他実行委員会が必要と認めた者
- (2) 輸送業務の実施期間

輸送業務を行う期間は、原則として練習日を含む大会期間中とする。

- (3) 輸送業務の範囲等
  - ア 輸送対象者は、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関 による輸送が困難な場合、又は競技の実施に支障があると実行委員会が認める 場合は、計画輸送を行う。
  - イ 一般観覧者を除く輸送対象者(以下「大会参加者」という。)の輸送業務の 範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他大会関連諸行事の会場 等の相互間とする。ただし、大会参加者の到着時における宿舎までの計画輸送 は、実行委員会が必要と認める場合を除き、行わないものとする。
  - ウ 一般観覧者の輸送業務の範囲は、実行委員会が指定した乗降駅、遠隔地にある指定駐車場及び競技会場の相互間とする。
- (4) 輸送計画等の策定

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着 時刻等を内容とする輸送計画等を策定する。

(5) 指定集合地の設定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、指定集合地を指定する。

# (6) 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等との協議のうえ、輸送経路を設定する。

## (7) 共催競技の輸送

同一競技が2市町以上の会場地で行われる共催競技における輸送は、関係会場 地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて実施する。

## 4 輸送力の確保

## (1) 車両の確保

実行委員会は、計画輸送のため、借上げによるバス・タクシー等の必要台数を 確保する。

# (2) 予備車の確保

実行委員会は、大会期間中、若干の予備車を保有して緊急時に備える。

# 5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送業務に関して必要な事項は、関係機関・団体等と協議の上、別に定める。また、競技別リハーサル大会については、関係機関・団体等と協議の上、必要に応じてこの要項を準用するものとする。

# 附則

この要項は、平成28年3月25日から施行する。